新	旧	備考
貿易保険に係る保険契約締結の内諾について	貿易保険に係る保険契約締結の内諾について	
平成29年4月1日 17-制度-00071 沿革 (略) <u>令和6年2月28日 一部改正</u>	平成29年4月1日 17 - 制度 - 00071 沿革 (略)	
貿易保険に係る保険契約締結の内諾については、次のとおりとする。	貿易保険に係る保険契約締結の内諾については、次のとおりとする。	
(内諾)	(内諾)	
第2条 日本貿易保険は、内諾の申請が行われた案件について一定の条件に基づき貿易保険の引受けを行うことが妥当と判断したときは、内諾を行うものとする。 2 (略) 3 貿易代金貸付保険(2年以上)又は海外事業資金貸付保険の内諾においては、貸付契約等の内容が確定したときに別紙様式第3-4「貿易代金貸付保険(2年以上案件)・最終条件確認書」又は別紙様式第5-3「海外事業資金貸付保険・最終条件確認書」を、スワップ取引保険の内諾においては、関連融資契約の内容及びスワップ取引の内容が確定したときに別紙様式第7-2「スワップ取引保険・最終条件確認書」を本店に提出しなければならない。た	第2条 日本貿易保険は、内諾の申請が行われた案件について一定 の条件に基づき貿易保険の引受けを行うことが妥当と判断したと きは、内諾を行うものとする。 2 (略) 3 貿易代金貸付保険(2年以上)又は海外事業資金貸付保険の内 諾において、貸付契約等の内容が確定したときは、別紙様式第3-	スワップ取引保険の 川設に伴う改正(以 で同様)
(内諾案件の内容変更の通知)	(内諾案件の内容変更の通知)	
第4条 内諾を取得した者(以下「内諾取得者」という。)は、内 諾案件に重大な内容変更等(各保険種の手続細則等に定めるもの に準ずる。)を行ったとき又は環境社会配慮の内容に重大な変更 が生じたことを知ったときは、速やかに別紙様式 <u>第8</u> 「内諾案件 の内容変更通知書」、それを証する書類の写し及び内諾書を、内 諾申請書を提出した本店等に提出しなければならない。	第4条 内諾を取得した者(以下「内諾取得者」という。)は、内 諾案件に重大な内容変更等(各保険種の手続細則等に定めるもの に準ずる。)を行ったとき又は環境社会配慮の内容に重大な変更 が生じたことを知ったときは、速やかに別紙様式了「内諾案件の 内容変更通知書」、それを証する書類の写し及び内諾書を、内諾 申請書を提出した本店等に提出しなければならない。	
(内諾の変更及び取消し) 第5条 日本貿易保険は、次のいずれかに該当するとき又は前条の 規定に基づく通知を受けたときは、内諾の変更又は取消しを行う	(内諾の変更及び取消し) 第5条 日本貿易保険は、次のいずれかに該当するとき又は前条の 規定に基づく通知を受けたときは、内諾の変更又は取消しを行う	

前払輸入保険を前払

ことができる。

- 一 てん補危険に係る国(仕向国、貸付先国、技術等提供先国、 支払国、保証国、前払<mark>購入</mark>契約の相手国、被保険投資の相手方 の所在国、スワップ取引の相手方の所在国 又は事業地国等をい う。以下同じ。)の政治、経済、社会等の情勢の変化により、 日本貿易保険が当該国に係る保険の引受を停止又は保留にした とき。
- 二 てん補危険に係る契約等(輸出契約、仲介貿易契約若しくは 技術提供契約(以下「輸出契約等」という。)、貿易代金貸付 金債権等若しくは海外事業資金貸付金債権等に係る契約若しく は借入金等に係る契約(以下「貸付契約等」という。)、前払 購入契約又はスワップ取引をいう。)に関係する者(輸出契約 等の相手方、貿易代金貸付若しくは海外事業資金貸付の相手 方、保証債務に係る主たる債務者、保証者(ただし、被保険者 を除く。)、前払購入契約の相手方又はスワップ取引の相手方 等をいう。)の信用状態の悪化又は悪化のおそれがあると日本 貿易保険が認めたとき。

三 (略)

四 日本貿易保険がてん補危険に係る国の国分類を危険の度がより高いものに変更した場合であって、その変更時において内諾案件が競争の状況にないと日本貿易保険が認めたとき又は日本貿易保険が当該国分類を危険の度がより低いものに変更した場合であって、その変更時において輸出契約等、貸付契約等、保証契約、前払購入契約又はスワップ取引が締結されていないとき。

五~八 (略)

 $2 \sim 3$  (略)

別表 1

ことができる。

- 一 てん補危険に係る国(仕向国、貸付先国、技術等提供先国、購入保険に改正(以支払国、保証国、前払輸入契約の相手国、被保険投資の相手方の所在国又は事業地国等をいう。以下同じ。)の政治、経済、社会等の情勢の変化により、日本貿易保険が当該国に係る保険の引受を停止又は保留にしたとき。
- 二 てん補危険に係る契約等(輸出契約、仲介貿易契約若しくは 技術提供契約(以下「輸出契約等」という。)、貿易代金貸付 金債権等若しくは海外事業資金貸付金債権等に係る契約若しく は借入金等に係る契約(以下「貸付契約等」という。)又は前 払輸入契約をいう。)に関係する者(輸出契約等の相手方、貿 易代金貸付若しくは海外事業資金貸付の相手方、保証債務に係 る主たる債務者、保証者(ただし、被保険者を除く。)又は前 払輸入契約の相手方等をいう。)の信用状態の悪化又は悪化の おそれがあると日本貿易保険が認めたとき。

三 (略)

四 日本貿易保険がてん補危険に係る国の国分類を危険の度がより高いものに変更した場合であって、その変更時において内諾 案件が競争の状況にないと日本貿易保険が認めたとき又は日本 貿易保険が当該国分類を危険の度がより低いものに変更した場 合であって、その変更時において輸出契約等、貸付契約等、保 証契約又は前払輸入契約が締結されていないとき。

五~八 (略)

 $2 \sim 3$  (略)

附則

この改正は、令和6年3月15日から実施する。

担除の種類	安州廷叛	内諾申請書の
保険の種類	案件種類	様式

別表 1

保険の種類 案件種類 内諾申請書の 様式

貿易 一般 保険	個別保険 包括保険(鋼材) 包括保険(機械設備・船 舶・鉄道システム) 包括保険(企業総合) 包括保険(技術提供契約 等) 個別保険	2年未満案件	別紙様式第1及び2-1	貿易 一般 保険	個別保険 包括保険(鋼材) 包括保険(機械設備・船 舶・鉄道システム) 包括保険(企業総合) 包括保険(技術提供契約 等) 個別保険	2年未満案件	別紙様式第1 及び2-1			
	包括保険(機械設備・船舶・鉄道システム) 包括保険(技術提供契約等)	2年以上案件	別紙様式第1 及び2-2		回加保険 包括保険(機械設備・船舶・鉄道システム) 包括保険(技術提供契約等)	2年以上案件	別紙様式第1 及び2-2			
	個別保険 包括保険(2年未満)	2年未満案件	別紙様式第1 及び3-1		個別保険 包括保険(2年未満)	2年未満案件	別紙様式第1 及び3-1			
貿易 代付 保険	個別保険 包括保険(2年以上)	2年以上案件 (プロジェク ト・ファイナ ンス以外の案 件)	別紙様式第1	貿易 代付 保険	代金 貸付	代金 貸付	個別保険 包括保険(2年以上)	2年以上案件 (プロジェク ト・ファイナ ンス以外の案 件)	別紙様式第 1 及び3 - 2	前払購入保険の様式 は仲介とそれ以外に
	2年以上案件 (プロジェク ト・ファイナ ンス案件)       2年以上案件 別紙様式第1 及び3-3			2年以上案件 (プロジェク ト・ファイナ ンス案件)	別紙様式第1	分割(以下同様)				
		<u>仲介案件</u>	別紙様式第1 及び4 <u>-1</u>	前払 <u>輸</u>	<u>入</u> 保険		別紙様式第1 及び4			
前払 <u>購</u>	<u>入</u> 保険	仲介案件以外	別紙様式第 1 及び4 - 2	流从 吏	業資金貸付保険	プロジェク ト・ファイナ ンス以外の案 件	別紙様式第1 及び5-1			
海外事業資金貸付保険		プロジェク ト・ファイナ ンス以外の案 件	別紙様式第1 及び5-1	何サノト書	未身並貝门 体際	プロジェクト・ファイナ ンス案件	別紙様式第1 及び5-2			

	プロジェク ト・ファイナ ンス案件	別紙様式第1 及び5 - 2
海外投資保険		別紙様式第1 及び6
<u>スワップ取引保険</u>		<u>別紙様式第1</u> 及び7-1

海外投資保険 別紙様式第 1 及び 6

## 別表 2

		案件		提出先
		貿易一般保険包括保険(鋼 材)特約書の対象となる案件		本店
		貿易一般保険包括保険(技術 提供契約等)特約書の対象と なる案件又は技術提供契約を 含むそれ以外の案件		本店
貿 易一般	/ 11		ロ的財産権等特約(輸出契約 なは仲介貿易契約)を付す案 =	本店
保険	保険 契約金額が10億 円以上の案件 上記以外 契約金額が10億 円未満の案件		本店	
		本店又は大阪 支店		
			本店	
貿易代金貸付保険			本店	

# 別表 2

		案件		提出先
		貿易一般保険包括保険(鋼材)特約書の対象となる案 件		本店
	マンプラス マンプラス マンプラス マンプラス マンプラス マンプラス マングラス アンプラス マングラ マングラ マングラ マングラ マングラ マングラ マングラ マングラ	1等)特約書の対 作又は技術提供	本店	
一般			本店	
保険		[ <del></del>		本店
		本店又は大 阪支店		
	2年以上案件		本店	
貿易代金貸付保険			本店	

前払 <u>購入</u> 保険	本店
海外事業資金貸付保険	本店
海外投資保険	本店
スワップ取引保険	本店

前払 <mark>輸入</mark> 保険	本店
海外事業資金貸付保険	本店
海外投資保険	本店

## 別表3

ついて不明又は未定の場合は、その旨を記載するものとする。

様式番号	様式名称
1	内諾申請書
2 - 1	貿易一般保険(2年未満案件)
2 - 2	貿易一般保険(2年以上案件)
3 - 1	貿易代金貸付(貸付金債権等)保険(2年未満案件)
3 - 2	貿易代金貸付(貸付金債権等・保証債務)保険(2年
	以上案件)
3 - 3	貿易代金貸付(貸付金債権等・保証債務)保険(2年
	以上・プロジェクト・ファイナンス案件)
3 - 4	貿易代金貸付保険(2年以上案件)·最終条件確認書
4 - 1	前払購入保険 (仲介案件)
4 - 2	前払購入保険(仲介案件以外)
5 - 1	海外事業資金貸付保険
5 - 2	海外事業資金貸付保険(プロジェクト・ファイナンス
	案件)
5 - 3	海外事業資金貸付保険・最終条件確認書
6	海外投資保険
7 <u>- 1</u>	<u>スワップ取引保険</u>
7 - 2	スワップ取引保険・最終条件確認書
8	内諾案件の内容変更通知書

### 別表 3

用紙はA4規格とし、提出部数は1部とする。なお、記入項目に 用紙はA4規格とし、提出部数は1部とする。なお、記入項目に ついて不明又は未定の場合は、その旨を記載するものとする。

様式番号	様式名称
1	内諾申請書
2 - 1	貿易一般保険(2年未満案件)
2 - 2	貿易一般保険(2年以上案件)
3 - 1	貿易代金貸付(貸付金債権等)保険(2年未満案件)
3 - 2	貿易代金貸付(貸付金債権等・保証債務)保険(2年
	以上案件)
3 - 3	貿易代金貸付(貸付金債権等・保証債務)保険(2年
	以上・プロジェクト・ファイナンス案件)
3 - 4	貿易代金貸付保険(2年以上案件)·最終条件確認書
4	前払輸入保険
5 - 1	海外事業資金貸付保険
5 - 2	海外事業資金貸付保険(プロジェクト・ファイナンス
	案件)
5 - 3	海外事業資金貸付保険・最終条件確認書
6	海外投資保険
7	内諾案件の内容変更通知書

	真易保険に係る保険契約締結の内話(	C 74. C . VIII VI 监狱
(参考)	(参考)	
内諾書	内諾書	
番 号 年 月 日	番 号 年 月 日	
申請者名	申請者名	
株式会社日本貿 易保険 代表取締役社長 名 印	株式会社日本貿 易保険 代表取締役社長 名 印	
(案件名)に対する貿易保険(保険種)に係る保険契約締結の 内諾について	(案件名) に対する貿易保険(保険種) に係る保険契約締結の 内諾について	
年月日付けで内諾の申請があった上記の件について、下記の条項及び 別記の内容により内諾します。	年月日付けで内諾の申請があった上記の件について、下記の条項及び 別記の内容により内諾します。	
(内諾の変更又は取消し) 第4条 日本貿易保険は、次のいずれかに該当するとき又は前条の規定に基づく通知を受けたときは、書面による通知をもって内諾の変更又は取消しを行うことができる。この場合、当該内諾の変更又は取消しは、日本貿易保険が書面により通知した日から効力を生ずる。 なお、日本貿易保険は、内諾の変更又は取消しによって本内諾取得者の被る一切の損失及び損害の責めを負わない。 一 てん補危険に係る国(仕向国、貸付先国、技術等提供先国、支払国、保証国、前払購入契約の相手国、被保険投資の相手方の所在国、以下同じ。)の政治、経済、社会等の情勢の変化により、日本貿易保険が当該国に係る保険の引受けを停止又は保留したとき。	規定に基づく通知を受けたときは、書面による通知をもって内諾の変更又は取消しを行うことができる。この場合、当該内諾の変更又は取消しは、日本貿易保険が書面により通知した日から効力を生ずる。 なお、日本貿易保険は、内諾の変更又は取消しによって本内諾取得者の被る一切の損失及び損害の責めを負わない。 一 てん補危険に係る国(仕向国、貸付先国、技術等提供先国、	

二 てん補危険に係る契約等(輸出契約、仲介貿易契約若しくは 技術提供契約(以下「輸出契約等」という。)、貿易代金貸付 金債権等若しくは海外事業資金貸付金債権等に係る契約若しく は借入金等に係る契約(以下「貸付契約等」という。)、前払 購入契約又はスワップ取引をいう。)に関係する者(輸出契約 等の相手方、貿易代金貸付若しくは海外事業資金貸付の相手 方、保証債務に係る主たる債務者、保証者(ただし、被保険者 を除く。)、前払購入契約の相手方又はスワップ取引の相手方 等をいう。)の信用状態の悪化又は悪化するおそれがあると日 本貿易保険が認めたとき。

三 (略)

四 日本貿易保険がてん補危険に係る国の国分類を危険の度がより高いものに変更した場合であって、その変更時において本案件が競争の状況にないとき又は日本貿易保険が当該国分類を危険の度がより低いものに変更した場合であって、その変更時において輸出契約等、貸付契約等、保証契約、前払購入契約又は <u>スワップ取引</u>が締結されていないと日本貿易保険が認めたとき。

五~七 (略)

二 てん補危険に係る契約等(輸出契約、仲介貿易契約若しくは 技術提供契約(以下「輸出契約等」という。)、貿易代金貸付 金債権等若しくは海外事業資金貸付金債権等に係る契約若しく は借入金等に係る契約(以下「貸付契約等」という。)<u>又は</u>前 払輸入契約をいう。)に関係する者(輸出契約等の相手方、貿 易代金貸付若しくは海外事業資金貸付の相手方、保証債務に係 る主たる債務者、保証者(ただし、被保険者を除く。)<u>又は</u>前 払輸入契約の相手方等をいう。)の信用状態の悪化又は悪化す るおそれがあると日本貿易保険が認めたとき。

三 (略)

四 日本貿易保険がてん補危険に係る国の国分類を危険の度がより高いものに変更した場合であって、その変更時において本案件が競争の状況にないとき又は日本貿易保険が当該国分類を危険の度がより低いものに変更した場合であって、その変更時において輸出契約等、貸付契約等、保証契約又は前払輸入契約が締結されていないと日本貿易保険が認めたとき。

五~七 (略)

別記	別記	
前払 <u>購入</u> 保険 <u>(旧前払輸入保険)</u>	前払輸入保険	
1. 案件の概要 (1) 案件名	1. 案件の概要 (1) 案件名	
(2) 関係国 前払購入契約の相	(2) 関係国 輸出国	 前払購入保険におい
<u>手方の所在国</u> <u>購入貨物の船積国</u>	<u>相手国</u> (3) 前払 <u>輸入</u> 契約等の内容	<ul><li>で仲介取引が新たに</li><li>対象となったことに</li><li>伴う改正。</li></ul>
購入貨物の仕向国 保証国	<u>輸出</u> 貨物	
(3) 前払 <mark>購入</mark> 契約等の内容	契約相手方	

									7 ( 5 7 1 1 1 7 ( ) -	- pr. 9 project	201 201000 H C 1 3 H I
	購入貨物							バイヤーコド	1-	格付	
	<u>購入</u> 者 (被保険者)						契約金額	Γ			
						1	前払金額				
	<u>購入</u> 契約 <u>の</u> 相 方	手	バイヤー		+⁄2 (-1-	-	支払条件				
	//		コード		格付	  -	返還条件				
	前払金の返還	に		Т		-	保証措置				
	係る保証人		<u>バイヤー</u> コード		<u>格付</u>		成約時期				
	契約金額		<u> </u>	I		1		l			
	前払金額					1					
	支払条件										
	返還条件										
	保証措置					]					
	成約時期					]					
2 保	:険の内容					2. 保	険の内容	T-			
2. pr		前払 <mark>購</mark>	入保険			]	保険の種類	前払輸入保	険	1	
	国分類等	国分類		国倍率	倍	-	国分類等	国分類		国倍率	倍
	付保範囲・ 付保率	非常危険	%	信用危険	%	-	付保範囲・ 付保率	非常危険	%	信用危険	%
	保険料率	非常危険	%	信用危険	%	1	保険料率	非常危険	%	信用危険	%
	特約	/ L BC	l			1	特約				
	その他条件					1	その他条件				
3. 弓	受の条件					3. 引	受の条件				
						]					
4 L	・ショーで					4. 付	記事項				
4. 们	記事項					1					
						J					

内諾 内諾 内諾 内諾 引受担	は、株式会社日本貿 申請日 年 等発行日 年 可効期限 年 申請者(所属・氏名) 担当者(所属・氏名)	月 日 月 日 月 日 )	よる事務処 申 請 番 商 談 番 内 諾 番	香 号 香 号	内 諾 内諾書 内諾有 内諾申	は、株式会社日本 申請日 年 序発行日 年 「効期限 年 申請者(所属・氏 担当者(所属・氏	月 月 日 月 日 名)	よる事務処理月 申 請 番 号 商 談 番 号 内 諾 番 号	月の欄です)	
別記					別記					
	海外	外事業資金	:貸付保険			Ŷ	每外事業資金	全貸付保険		
1. 案位	件の概要				1. 案	件の概要				
(1)	案件名				(1)	案件名				
( - )					( - )					
(2)	関係国				(2)	関係国				
	貸付先国等					貸付先国等				
	事業地国					事業地国				
(9)	保証国   保証   保証	<del></del>			(2)	保証国 貸付契約等のP	カ宏			
(3)		<u>台</u>			(3)		7)谷			
	資金使途					資金使途				
	借入者等					借入者等				
	貸付者等					貸付者等				
	保証者					保証者				
	貸付金等又は 保証債務の負 担の額					貸付金等又は 保証債務の負 担の額				
	金利					金利				

									7 ( 9 ) II ( ) ( )	P1. 9 F1.15 () (	/1 */1/// [	11 12/11/23/11/2
	償還方法						償還方法					
	支払保証						支払保証					
2. 保	験の内容					2. 保	険の内容					
	保険の種類	海外事業資	資金貸付保 証債	険(貸付金( 養務)	責権等・保		保険の種類	海外事業資	資金貸付保際 証債		債権等・保	
	付保範囲・付 保率	非常危険	%	信用危険	%		付保範囲・付 保率	非常危険	%	信用危険	%	
		国カテゴ リー		案件格付				国カテゴ リー		案件格付		
	保険料率	外貨建		特別非常 危険			保険料率	外貨建		特別非常 危険		
		その他の智	割増・割引					その他の割	割増・割引			
	特約						特約(注)					
	その他条件						その他条件					
							(注) 外貨建対応	広方式に関す	よる特約を 🖟	余く特約。		技術的な修正
3. 与	受の条件   (参考例) 「£	kが国密見#	記除判底しま	整合的である	ステレー	] ] 3 로(2	受の条件					
	(多句例)「あ	スル゚≌貝勿♭	下映明没て金	至口□リ ( Ø) ⟨	J	0. 91		 战が国貿易保		<u></u>	ること。」	
						J		. , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,				
4. 環	境											
	カテゴリ分類		情報公開	番		4. 環	-			1 _	_ 1	1
	結果		日	号	7	-	カテゴリ分類 結果	,	情報公開 日	番号		
	特約					╛	特約		Н		7	
5. 乍	·記事項						CW 101					1
						5. 付	記事項					
						_						
	除会社等への情			/D (7\alpha) \(\text{\tin}\text{\ti}\}\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\tex{\tex	日外:	   	なくれな では	±0 +8 44-) テ -	· ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・			
	貿易保険法第13条 目手方として再保						険会社等への情 易保険法第13条			早除け 从	国法人筌を	
11	コーカこして骨体	グロロノー		MUCY AY	0	J    💆	20 MM 10 A 10 A	(1-401)	ロイラの	11 / 12 / 13 / 15	ロロハサで	ı

- ・ 日本貿易保険は、保険契約に関し、内諾申請者、保険契約者、被保険者、保険金受取人及び保険金請求人からご提供いただいた情報(以下「案件情報」)を、再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知及び再保険金の請求のために必要な範囲で、保険契約締結後に再保険会社等(再保険ブローカーを含む。以下同じ。)へ提供することがあります。
- ・ 日本貿易保険は、案件情報を再保険会社等へ提供する際は、 当該再保険会社等との間で守秘義務契約を締結する等、情報 の保護のために適切な措置を講じます。
- ・ 日本貿易保険から再保険会社等への案件情報の提供に関し日本貿易保険との事前協議が必要な場合は、「再保険会社等への情報開示に係る事前協議依頼書」を保険申込書に添えてご提出ください。
- ・保険契約者、被保険者、保険金受取人又は保険金請求人となる予定の者(以下「保険契約予定者等」)と内諾申請者とが 異なる場合は、以上の内容について、内諾申請者から保険契 約予定者等にお伝えいただくとともに、保険契約予定者等に 異議がないことをご確認ください。

(下記は、株式会社日本貿易保険側による事務処理用の欄です)

内諾甲請日	年	月	日	申請番号	
内諾書発 行 日	年	月	日	商談番号	
内諾有効	年	月	日	内諾番号	
内諾申請者 氏名					
引受担当者 氏名					

相手方として再保険を行うことを認められています。

- ・ 日本貿易保険は、保険契約に関し、内諾申請者、保険契約者、被保険者、保険金受取人及び保険金請求人からご提供いただいた情報(以下「案件情報」)を、再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知及び再保険金の請求のために必要な範囲で、保険契約締結後に再保険会社等(再保険ブローカーを含む。以下同じ。)へ提供することがあります。
- 日本貿易保険は、案件情報を再保険会社等へ提供する際は、 当該再保険会社等との間で守秘義務契約を締結する等、情報 の保護のために適切な措置を講じます。
- ・ 日本貿易保険から再保険会社等への案件情報の提供に関し日本貿易保険との事前協議が必要な場合は、「再保険会社等への情報開示に係る事前協議依頼書」を保険申込書に添えてご提出ください。
- ・保険契約者、被保険者、保険金受取人又は保険金請求人となる予定の者(以下「保険契約予定者等」)と内諾申請者とが 異なる場合は、以上の内容について、内諾申請者から保険契 約予定者等にお伝えいただくとともに、保険契約予定者等に 異議がないことをご確認ください。

(下記は、株式会社日本貿易保険側による事務処理用の欄です)

内諾申請	年	月	日	申請番号	
内諾書発 行 日	年	月	日	商談番号	
内諾有効 限	年	月	日	内諾番号	
内諾申請者					
氏名	)				
引受担当者	(所属・				
氏名	)				

#### 別記

スワップ取引保険

スワップ取引保険内 諾書別記の創設

	d _ loor-see			
	中の概要			
(1) 3	<u> </u>			
(2) 厚	<b></b>			
	スワップ取引の			
	相手方の所在国			
	事業地国			
	保証国			
(3)	スワップ取引の内	<u> 容</u>		
	スワップ取引の			
	<u>相手方</u>			
•				
	スワップ取引者			
	保証者			
	HB1+1=1/2+1=4/4 A			
	関連融資契約全体における引受			
	<u> 上限額</u>			
	<u>工权限</u>			
	支払保証			
9 伊服	食の内容			
<u>4. 体</u>	スペンドリム 保険の種類	フロップ	『取引保険	
			<u>取り下映</u> 	
	<u>付保範囲・付</u> <u>保率</u>	非常危険 %	信用危険	%
-	<u> </u>		債務者格	70
		国カテゴ	付又は案	
	to av det of	<u>y –</u>	件格付	
	保険料率	外貨建	特別非常	
			<u>危険</u>	
		その他の割増・割引		

関連融資契約	
情報	
<u>特約</u>	
その他条件	

3. 引受の条件

(参考例) 「我が国貿易保険制度と整合的であること。」

4. 環境

<u>カテゴリ分類</u> <u>結果</u>	情報公開 日	<u>番</u> 号	
特約			

5. 付記事項

- ・ 貿易保険法第13条において、日本貿易保険は、外国法人等を相手 方として再保険を行うことを認められています。
- ・ 日本貿易保険は、保険契約に関し、内諾申請者、保険契約者、被保険者、保険金受取人及び保険金請求人からご提供いただいた情報(以下「案件情報」)を、再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知及び再保険金の請求のために必要な範囲で、保険契約締結後に再保険会社等(再保険ブローカーを含む。以下同じ。)へ提供することがあります。
- ・ 日本貿易保険は、案件情報を再保険会社等へ提供する際は、当該 再保険会社等との間で守秘義務契約を締結する等、情報の保護の ために適切な措置を講じます。
- ・ <u>日本貿易保険から再保険会社等への案件情報の提供に関し日本貿易保険との事前協議が必要な場合は、「再保険会社等への情報開示に係る事前協議依頼書」を保険申込書に添えてご提出ください。</u>
- ・ <u>保険契約者、被保険者、保険金受取人又は保険金請求人となる予定の者(以下「保険契約予定者等」)と内諾申請者とが異なる場</u>

貿易保険に係る保険契約締結の内諾について・新旧対照表

					の保険契約予定者等に
お伝えり	いただくと	ともに	、保険	契約予定者等	等に異議がないこと <u>を</u>
ご確認	ください。				
(下記は、村	朱式会社日本	<b>本貿易</b>	呆険側	による事務処	<u>理用の欄です)</u>
内諾申請	年	Я	日	申請番号	
<u>日</u>	<u>+-</u>	<u>月</u>	<u> </u>	中 捐 笛 万	
内諾書発	<u>年</u>	月	日	商談番号	
<u>行 日</u>				<u>间 飲 街 夕</u>	
内諾有効	年	月	月	力裁委旦	
期限				内諾番号	
内諾申請者	が (所属・				
<u>氏</u> 名	<u>i)</u>				
引受担当者	が (所属・				
<u>氏</u> 名	<u>i)</u>				